

令和6年1月24日

福祉部地域ケア推進課

**江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について**

**1 改正の理由**

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い規定を整備する。

**2 主な改正内容**

指定介護予防支援等の事業の従業者の員数や設備等の基準について、省令によることを定める改正を行う。

**3 施行日（予定）**

令和6年4月1日

**4 改正時期**

令和6年第一回区議会定例会に提案予定